

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

### 1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと
所在地	千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7
評価実施期間	2024年 11月 5日～ 2025年 3月 18日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	かやの木保育園 カヤノキホイクエン		
所在地	〒270-0122 千葉県流山市大畔198番地		
交通手段	つくばTXおおたかの森駅又は南流山からバス アーバンパークライン初石から徒歩 車でお越しの方は保育園に駐車場があります。		
電 話	04-7159-2700	F A X	04-7159-2732
ホームページ	kayanoki-hoiku.com		
経営法人	社会福祉法人わかくさ会		
開設年月日	2001年4月1日		
併設しているサービス	子育て支援センター 一時預かり保育		

#### (2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	16	20	22	23	23	110		
敷地面積	2020.35㎡			保育面積			1271.55㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育 ○		子育て支援 ○		
健康管理	健康診断、歯科検診、尿検査、身体測定ほか								
食事	離乳食(前期・中期・後期)・1歳児食・2歳児食・幼児食								
利用時間	月～金曜日 7:00～19:00				土曜日 7:00～18:30				
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	公共機関(小学校・美術館等)の見学・散歩時の近隣住人との交流ほか								
保護者会活動	懇談会・行事への参加・父母会との懇談								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	17	22	39	保健師、看護師、助産師の資格あり1名含む
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	27		3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	1	2	6	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市役所保育課へ入園申請を行う	
申請窓口開設時間	市役所窓口開設時間と同じ	
申請時注意事項	入園希望書類は15日までに市役所保育課へ郵送又は電子申請を行う	
サービス決定までの時間	市役所子ども家庭課が審査、決定、結果を月の中旬以降に郵送	
入所相談	随時、電話や対面などで受け入れている。	
利用代金	幼児体操服 4070円 (年間) 0,1,2歳 2840円 幼児 960円 (月額) 乳児4670円 幼児950円 幼児バス遠足積み立て250円	
食事代金	昼食代乳児は無料、幼児は月5900円 土曜保育利用者おやつ代100円	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	ひとり一人の子どもを大切にします。 子どもの最善の利益を尊重し、実践します。 乳幼児期保育についての相談援助を行い子育てを応援します。
特 徴	ひとり一人の子どもに合わせた援助を行うため育児の担当制や一斉保育は行わず異年齢混合保育の中で、個々に即した援助を行っている。 早朝から18時30分まで、担任職員がローテーションを組んで担当、18時30分以降の保育は延長保育選任の保育士2名が担当している。
利用（希望）者 へのPR	私たちはひとり一人を大切にする保育に努力しています。そのために部屋の空間、設備、子どもの発達に必要な道具、おもちゃなど、園全体の雰囲気とクラスを整えて保育しています。 保育園での子どもの生活を安定させ、一貫性を持たせるために、早朝から夕方6時30分までの保育は担任がローテーションを組んで担当します。

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
保護者と対面でのコミュニケーションを大切にして、信頼関係の構築に努めている
送迎時は、0, 1, 2歳児クラスは必ずクラス担任が対応し、3, 4, 5歳児クラスは複数担任がシフト制で対応する体制となっている。職員間のコミュニケーションもよく取れており、毎日子どもの体験した姿や思いを保護者に直接伝えることで、悩みや不安などについて共有している。保護者とは対面でのコミュニケーションを大切にしており、保護者の気持ちに寄り添い相互理解が深まるように努めている。また、クラス懇談会や保育懇談会を実施しており、保護者同士が交流する機会を設けている。
子ども一人ひとりの発達に合わせた保育を大切に、異年齢混合クラス編成としている
0歳児から5歳児まで、一人ひとりの発達に沿ったクラス編成をしている。0.1.2歳児は保育室を柔軟に活用して主体的な活動ができるように環境を整えている。3, 4, 5歳児は3年間を通して、子どもが落ち着いて過ごせるように、造形・身近な事象・ごっこ遊びなど環境設定している。年上の子が年下の子を誘って遊びや手伝いをするなどで兄弟姉妹のような関係性ができたり、他児の思いに気づいたり社会性を育むなど、様々な経験や体験ができるようにしている。また、集団活動を通して月齢や発達に応じて子ども同士で援助することや、子ども一人ひとりが遊びの中で様々な人たちと主体的にコミュニケーションを取りながら関係性が広がる事を大切にしている。
テーマに沿った期のまとめ会議をおこない、各クラスの実践を保育に活かせるようにしている
年間を3期に分けて「まとめ会議」をおこなっている。今年度のテーマは「保育の基礎を学ぶ」であり、各クラスが期ごとの保育を振り返り、次期の課題を抽出している。「まとめ会議」では、実践報告を聞いた後に意見交換をおこない、理解が深まるようにしている。そのほか、グループワークやマニュアルの確認などもおこなっている。時間をかけた「まとめ会議」であり、内容は職員が保育に活かせる良い取り組みとなっている。
季節の食材を使った給食や調理活動、伝統行事などを取り入れ、食への関心が深まるようにしている
栄養士が主となり食育計画に取り組んでいる。そら豆、トウモロコシ、ピーマン、トマトなどの季節の野菜を園庭で栽培・収穫している。クッキングでは、年齢に応じてトウモロコシ、そら豆の皮むきなど食材に触れたり、さつま芋でスイートポテト、おやきづくりなどの調理活動をしている。また、お月見では各クラスで月見団子を作り、伝統行事を楽しんでいる。おやつは、おこわやお好み焼きなどを軽食として提供している。食育活動は、生きる力の基礎となるように子どもの生活の一部として捉え、保育の中に取り入れている。食材は安心・安全で旬の材料を考慮し、「食材はどこから来たのか」を廊下に貼りだし、食材の産地を日本地図で示すなど保護者に情報を発信している。
さらに取り組みが望まれるところ
組織として園の自己評価をおこない課題を抽出し、職員間で共通理解のもと取り組むことが促される
職員は半期ごとに自己評価をおこない、自らの保育を振り返り次期の課題を明確にしている。職員の自己評価や保護者アンケートの結果などを踏まえ、園として保育内容の自己評価をおこない課題を見出すことが望まれる。課題は改善計画として具体的に展開し、職員と共通理解を図り取り組むことが期待される。事業計画の重点課題に盛り込むこともよいと思われる。
保護者との個人面談は、いつでも応じることを改めて伝えることを検討されたい
0, 1歳児の保護者には年2回の保護者懇談会、2歳児から5歳児の保護者には年1回の懇談会と個人面談をおこない、各年齢で年1回の保育参観を実施している。送迎時は各担任が対応し、保護者とコミュニケーションを取る体制となっている。個人面談を希望する人には、いつでも相談に応じることを園だよりや園内の掲示などで知らせることも検討されたい。
園全体で危機管理の意識をさらに高めることが望まれる
危機管理の意識を高めることを課題として、期の「まとめ会議」ではグループワークを実施している。日々の保育では気づき力をより高めることが期待される。また、園で策定している安全計画について、期間ごとの実施状況の確認・評価をおこない、安全への意識を高めることもよいと思われる。課題についてはクラス及び園で話し合いながら、改善に努めることが促される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み) 園としての自己評価の取り組みを事業計画の重要課題に盛り込む。個人面談については、クラス懇談会、園だより、クラスの掲示板にお知らせを出すこととした。又、対面でのコミュニケーションをとっていることもあるため、送迎時に気になる保護者には積極的に個人面談へのお誘いをしていくよう職員に周知した。危機管理に関し、ヒヤリハットの意味を学習会などを通して共有し安全計画の振り返りなど、情報共有の時間を作っていくことを評価を受け、職員と話し合いました。
---

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	2	2
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	2	1
		利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0	
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0	
子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0		
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
	29 食育の推進に努めている。	5	0		
5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				132	3

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 園の理念や方針等はパンフレットやホームページ等に記載されている。園の出発点は住民の福祉アンケートからであり、地域の人たちの「子育てに安心できるよりどころ」として設立されている。理念は「一人ひとりの子どもを大切する保育」「子どもの最善の利益の尊重」であり、保育所保育の考え方や保育のねらいなどを盛り込んでいる。園は歴史を刻み地域に根差し、地域に支えられていることがうかがえる。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 園のしおり(重要事項説明書)を職員に配布し、冒頭に載せている園の理念や方針を毎年確認している。新人職員には入職時研修で理念を含め園の概要について説明している。理念の実現に向けて、園内研修では年間課題を設定し、毎月学び合いながら共通理解に努め、保育実践に繋げている。年3回の期のまとめの会では、保育を振り返り子ども主体の保育について確認している。月齢別の月間指導計画は、各クラスで振り返り・反省をおこない次月の計画に繋げている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 園見学では保育方針を載せたパンフレットを用いて園概要等を保護者に説明し、入園が決まった際には懇談会で園のしおりをもとに理念や方針を説明している。保護者が参加する運営委員会でも、重要事項説明書をもとに保育の考え方を説明し、家庭と一緒に保育にあたることを伝えている。日々の保育実践については、保護者懇談会やクラスだよりで伝えたり、写真を「受け入れ室」に掲示している。個々については送迎時の対面での会話や0歳児は連絡ノートで伝えている。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul> <p>(評価コメント) 法人の中長期計画を踏まえ、園の単年度の事業計画が策定されている。計画には重点目標を始め保育内容や保護者支援、地域子育て支援、職員育成などを盛り込んでいる。項目によっては数値目標も取り入れ振り返りをしやすくしている。ホームページのメニューには苦情解決・公開情報のサイトがあり、事業報告や財務情報も見ることができる。また、第三者評価の結果も公表するなど、運営の透明性の確保に取り組んでいる。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 当年の事業計画書は前年の事業の結果をもとに原案を園長がつくり、主任と内容をすり合わせ確定させている。策定された事業計画は午後の打ち合わせ時間に職員への周知をおこない、パート職員には昼の休憩時に伝えている。事業計画の取り組みなどは、法人の会議である毎月の人事経営委員会で確認したり、理事会にも運営状況の報告書を上げている。また、園の重点目標の取り組みは、年3回の期のまとめの会議で話し合っている。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 園の保育の確認をおこない課題を把握しており、インクルーシブな保育や危機管理意識を保育に活かしたいとしている。職員意見を取り入れた園運営に取り組んでおり、アレルギー児の給食はワゴンに置くカードを作成し間違いないようにしたり、園内学習会は各職員がテーマを決めて実施している。園長や主任はリーダー会議や期のまとめ会議に参加し、方向性を示したり意見を述べている。年2回の職員面談もおこなっており、一人ひとりの持ち味を活かした職場づくりにに努めている。職場の人間関係は良好であり、働きやすい職場環境となっている。経営層は園の質向上に指導力を発揮し取り組んでいる。</p>

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員に配布している就業規則には、園職員として守るべきことが明記されており、入職時に説明したり研修でも取り上げている。プライバシーの保護については、入職時に説明し宣誓書を取り、児童虐待防止はマニュアル化されており学習会でも確認している。また、保育士倫理綱領はクラスに配布し、コンプライアンス規定も作成中である。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>□ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>□ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 人材確保は法人本部と連携し取り組んでおり、養成校との信頼関係を強化することや、実習生とのつながりを重視している。園長、主任等の職務などは運営規定に載せている。人事考課は実施していないが職員には年1回自己評価をしてもらい、4段階で保育を振り返るようにしている。結果は園長・主任で確認し法人役員を含めた個別の面談で、取り組んだことや今後の課題などを話し合っている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人管理体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員の有給休暇の消化状況や時間外勤務の時間などは、事務主任が定期的にチェックし把握している。勤務表作成の担当者は主任であり、職員には有給休暇の残日数などを伝え取得を促している。人管理体制については現場の状況を把握し、必要な人員配置を法人に伝えている。職員からの相談は主に主任が受け付けており、園長とも共有している。福利厚生として、退職金共済に加入している。また、有給休暇は30分から取得できたり、慶弔の特別休暇のほか、夏季休暇を4日間の連続で取得できる制度も設けるなど、働きやすい職場環境の整備に努めている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員のキャリアパスのため研修計画を作成し、キャリアアップ研修を受講してもらっている。姉妹園との合同研修も年間計画のもと毎月実施したり、そのほかの外部研修の受講や園内研修を毎月実施しており、多様な学びの機会を提供している。また、職員個別の目標も明確にしており、個別の面談で取り組みの成果や課題など話し合い、助言などを行っている。新人職員にはクラスのリーダー職員や主任を指導者として指導・教育をしている。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
(評価コメント) 児童福祉法や子どもの権利条約などの研修をおこない理解に努めている。日常の保育では子どもの気持ちを汲み取り、言葉で表現して本人の気持ちに寄り添うことを大切にしている。何かをやる時は子どもに選択させるなど意思を尊重している。保育では大きな声は出さないことや、頭ごなしに話さないなど職員間で注意をしている。時には保育場面をビデオで見て、子どもへの働きかけを話し合っている。虐待を受けている恐れのある子どもの情報を得た場合は、関係機関と連携し対応する体制がある。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
(評価コメント) 個人情報の保護については、入職時に職員に説明し同意書もらっている。保護者には「個人情報保護に関する基本方針」に則り、必要な情報を収集することや、取り扱いに関しては最新の注意を払うことを、重要事項説明書に記載している。また、実習生は学校から説明を受けており、ボランティアには口頭で伝えている。なお、個人情報保護に対する方針をホームページに掲載することを期待したい。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント) 父母会が保護者アンケートを実施しており、その結果を踏まえて園と父母会役員と懇談をしている。言葉遣いなどの意見が出ているため、会議で話し合い改善に取り組んでいる。父母会はニュースに結果をまとめ、保護者にフィードバックしている。日々においては、要望や意見が言いやすいように保護者とのコミュニケーションを大切にしている。相談内容は業務日誌や苦情解決記録簿、発達支援記録簿に記入し、共有を図っている。		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
(評価コメント) 苦情解決の体制を整えており、苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員の氏名及び電話番号を重要事項説明書に載せ、保護者に説明している。苦情解決マニュアルやフローチャートも作成し、苦情を受け付けた場合は記録に残し、主任または園長が対応や改善策を説明し、保護者の納得を得るようにしている。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 職員は半期ごとに自己評価をおこない、自らの保育を振り返り次期の課題を明確にしている。園の課題として、大切に行っている保育や保育方法が保育者間に違いがあると感じている。研修等でも取り上げているが、さらに共通理解に努めたいとしている。第三者評価の結果はホームページからも閲覧できるようにしている。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 法人の各園共通のマニュアルが整備され、業務の基本や手順を明確にしている。園独自の水遊びや園庭の使用方法、散歩や嘔吐処理などのマニュアルも作成し活用している。また、子どもの日課に合わせた業務の分担なども作成している。嘔吐が流行り始めた時はマニュアルを読み合わせたり、大事な箇所は付箋を付けて共有している。マニュアルは各クラスに保管し、いつでも確認できるようにしている。マニュアルは職員も参画して作成し、必要な時期に随時見直している。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント) 4月入園の見学会はホームページで日程を公開し、予約制で10月に実施している。今年は一泊5組くらいで10日間ほどおこなっている。他の時期については随時電話で予約を受け付けている。見学の窓口は園長とし、保護者にはパンフレットを配布しビデオも見てもらっている。見学時には発達状況についても聞いており、どの子も受け入れることを伝えている。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント) 入園が決まった保護者には入園説明会で保育方針や保育内容、保育に際してのお願いなどを説明している。その後、クラス懇談会を実施するとともに担任が個別の面談をおこない、登降園の時間や注意事項、健康のことなど聞いている。また、重要事項の説明で分かりづらいことや心配なことを聞き、不安がないようにしている。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画は、保育理念とともに健康・食育・異年齢・人権・インクルーシブなどの保育目標を組み込み、達成できるように作成されている。また、各年齢ごとに前期、後期とした発達過程を考慮し、保育内容が計画的に構成されており、保育所保育指針に定めるねらいも盛り込まれている。毎年、園長や主任、副主任等で全体的な計画を協議・作成して、年度末に各クラスで確認をしている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画に基づき、長期的な目標や子どもの生活・発達を捉えながら、乳児は生後9か月から30か月を3期にし、幼児は4期ごとの年間計画が作成されている。短期的な指導計画は月案に発達過程や季節行事、主体的な活動、生活リズムなど盛り込んで週案と日課表などで作成されている。0.1.2歳児、特別な配慮が必要な子どもに対しては心身の発達、言葉や生活習慣など連続性を配慮し、個別計画を作成している。また、特別な配慮が必要な子どもについては、家庭と各関係機関と連携を取り個別計画を作成している。		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
(評価コメント) 子どもが主体的に遊べるように、身近な事象などの環境認識、描画や製作などの造形、わらべ歌など年齢の発達に応じて子どもの生活の中から興味・関心を持ちながら、遊びへと繋がる環境づくりに努めている。玩具や道具などは保育者が工夫して手作りをしている。玩具は手の届く範囲内に用意されており、置き棚が両サイドからどちらかでも自由に出し入れが出来たり、立ったままでも遊べるように机を高くするなど工夫をしている。また、ごっこ遊び・粘土遊び・製作などの各コーナーを設けている。子どもの遊びが中断されずに可能な限り継続できるように援助している。わらべ		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
(評価コメント) 園の周りの自然環境を活用し、散歩に出かけ、地域の人たちと挨拶するなど触れ合う機会をつくっている。近くには畑や神社などがあり、自然な環境の中で子どもたちの五感が育まれるように心がけている。子どもと保育者で近隣のホームセンターでサツマイモやほうれん草などの苗を買いに行き、園庭の畑で季節の野菜を植えて収穫している。また、地域の交通機関を利用し、駅や図書館まで行くなど、社会体験が得られるようにしている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 年齢に合わせて保育者が双方の子どもの気持ちや話を汲み取り、言葉を引き出したり、言語化するように援助をしている。言葉が未熟な子どもには、保育者が子どもの気持ちを丁寧に分かりやすく代弁し、相手の気持ちに気づけるようにしている。異年齢の子どもとの交流では、乳児クラス(0, 1, 2歳児)は個々の子どもの発達に合わせた関係性を援助し、幼児クラス(3, 4, 5歳児)では縦割り保育に取り組み、年上の子が年下の子を誘って遊びや手伝いをするなど、異年齢の関りを通して社会性を育む環境にしている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 配慮が必要な子どもについては、専門機関と連携し助言を受けるなどしている。個別計画は主任が中心となって作成し、子どもの支援に関わることはリーダー会議で話し合い、共有を図っている。保護者とは年度末に個人面談を実施し、子どもの発達や成長を伝えている。また、保護者の悩みや不安などの相談に乗るなどの支援に努めている。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
(評価コメント) 0.1.2歳児は各クラスの担任が登園から降園まで保護者に対応している。3.4.5歳児は18時30分以降から専任職員が延長保育を担当している。専任職員には伝達表で引き継ぎがおこなわれており、子どもたちの生活や様子を保護者に伝えている。また、子どもが落ち着いて過ごせるようスキンシップを取りながら安心・安全な保育に努めている。専任職員の外部研修が受講できるよう体制を作っている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
(評価コメント) 0, 1歳児の保護者には、年2回の保護者懇談会、2歳児から5歳児の保護者には、年1回の懇談会と個人面談、各年齢で年1回の保育参観(ビデオ参観)を実施している。0, 1, 2歳児クラスの送迎時には必ずクラス担任が対応し、3, 4, 5歳児クラスの送迎時は各複数担任がシフト制で対応し、保護者とコミュニケーションを取る体制となっている。また、入園後に家庭訪問を実施し、保護者が初めての園生活に対しての不安事などを情報交換しやすく実施している。就学に向けて幼保小関連教育会に年3回参加し連携を図っている。保育所児童保育要録は学校へ送付や場合によっては持参をしている。		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
(評価コメント)健康診断と発達相談は0歳児～2歳児は年3回、3,4,5歳児は年2回、その他に、歯科検診、歯磨き指導など年1回と毎月の身体測定がある。子どもの健康に関しては児童票と健康の記録を作成している。職員は毎日の子どもの機嫌、食欲、顔色などを視診し、登園時に保護者から得た情報は保育日誌に記録している。乳幼児突然死症候群発生予防は0歳児は5分、1歳児は10分おきに表に基づいて記録している。また、新人職員には保健師が学習会で説明をしている。不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合は行政機関と連携し、対応する体制がある。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
(評価コメント)感染症が発生した場合は、玄関と各クラスの掲示板で知らせたり、連絡アプリで保護者へ通知し、感染予防策に取り組んでいる。子どもの疾病やケガなどがあった場合は、看護師の指示を仰ぎ対応している。緊急用の薬品は事務室と各クラスに常備し、定期的に点検している。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
(評価コメント)栄養士と保育者が話し合っ給食計画を立て、喫食状況や調理活動など振り返り評価をおこない、改善に努めている。また、おやつは軽食として提供している。食事は子どもの発達に配慮しながら0歳児は1対1、1歳児は1対1から徐々に3対1とグループに移行して、3歳以上はランチルーム(ホール)で合同で食事を楽しめるようにしている。食材は安心・安全な物に考慮して提供している。配膳は栄養士がおこない、日常的に子どもたちと関わっている。食物アレルギー児に対してはプレートに名札を置き、厨房スタッフと職員間で声掛けによる確認し、配膳時には職員間で再びチェックをしている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
(評価コメント)室内は温度、湿度、換気などを適切な状態に保持することに努めている。子ども一人ひとりの手拭き用タオル、食事用エプロンなどは園でまとめて洗濯をしている。個別用コップも午前・午後と取替えをするなど衛生管理に努めている。玩具の消毒は乳児クラス午睡中、幼児クラスは週1回おこなわれている。園庭の遊び道具や室内のおむつ交換場所や用具、遊具などは、子どもが安全に活動しやすい環境で過ごせるように整理整頓に努めている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
(評価コメント)事故やケガ発生マニュアルを整備し、職員に周知している。アクシデント・インシデント(ヒヤリハット)・かみつきに区別して、原因と今後の対策などを職員で話し合い、事故防止対策に努めている。年1回、安全点検を実施し、職員間で共通理解を図っている。外部からの不審者対策として防犯カメラ設置や門扉施錠オートロックを整備している。		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
(評価コメント) 非常災害時に備えてマニュアルや役割分担を整備している。避難訓練は年間計画に沿って地震・火災・洪水など、毎月実施している。消防署や保護者、地域の人たちと連携し訓練を実施している。安全確保と不審者対策・安否確認など連絡アプリを活用して安全対策に取り組んでいる。入園時に重要事項説明書で「災害時の緊急連絡体制」について説明し、保護者の協力を得られるようにしている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 地域の子育てニーズを把握できるように、併設している地域子育て支援センター「かるがも」や一時預かり保育の「やまぼと」などからニーズを把握し、事業内容に反映するようにしている。月1回の園庭開放があり、地域の親子に遊び場の提供をしている。また、助産師・保健師・看護師の資格を持つ職員1名、保育士が常駐し、親子の健康、子どもの発達、育児、遊びなど様々な課題に対応できる、地域に開かれた子育て支援に取り組んでいる。		